省令

○総務省令第八十五号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　雑則	第四章　［同上］
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　提出書類（第五十二条）	第四節　提出書類（第五十二条―第五十二条の四）
第五節　電子情報処理組織による手続（第五十三条―第五十五条）	第五章　経過規定（第五十三条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。	**第二条**　［同上］
［一～十四　略］	［一～十四　同上］
十四の二　「書面等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号に規定する書面等をいう。	［新設］
十四の三　「申請等」とは、情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。	［新設］
十四の四　「処分通知等」とは、情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。	
十四の五　「電磁的記録」とは、法第十四条第一項に規定する電磁的記録をいう。	［新設］
十四の六　「電子申請等」とは、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。	［新設］
十四の七　「書面申請等」とは、書面等を使用して行う申請等をいう。	［新設］
十四の八　「電子交付等」とは、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う処分通知等をいう。	［新設］
十四の九　「電子処分通知等」とは、電子交付等に係る電磁的記録であつて、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する処分通知等をいう。	［新設］
十四の十　「免許事項証明書」とは、法第十四条の二に規定する書面をいう。	［新設］
十四の十一　「登録事項証明書」とは、法第二十七条の二十三に規定する書面をいう。	［新設］